

## 登録団体概要書

(令和6年1月作成)

(ふりがな) 団 体 名		(まるがめまちづくりけんきゅうしょ) 特定非営利活動法人 丸亀街づくり研究所	
代表者職・氏名		理事長 合木 啓雄	
主たる事務所の 所 在 地		〒763-0082 香川県丸亀市土器町東8丁目463番地1	
連 絡 先 等		電 話	0877-85-3323
		F A X	0877-85-6929
		e - mail	ohisama@atbb.ne.jp
		ホームページ	<a href="https://www.machilabo.or.jp/">https://www.machilabo.or.jp/</a>
法人設立年月		2011年 8月	正会員数 10 人
活 動 目 的 (定款に記載された目的)		この法人は、地域の児童、障害児・者、高齢者など、すべての人に対して、個人の抱える悩みの相談を聞き、悩みの解決につながる情報の収集と提供を行い、協力していただけるボランティアの力で、相談者の悩みを解決し、あわせて悩みの原因を解決するために必要な制度や政策の研究等に関する事業を行い、あわせて地元農産物を使った食育を行い、住み心地の良い活気のある町づくりに寄与することを目的とする。	
主たる活動分野		児童福祉	
活 動 状 況	主 な 活 動	2つの自立援助ホームにて15歳からの入所の受け入れをはじめ、一時保護事業、ショートステイ等の児童に関わる活動を行う。アフターケア事業では社会的養護に関わる施設を退所された方の暮らしのサポートを行い、アドボカシー事業では児童福祉施設の入所児童を対象に意見表明支援を行っている。	
	活 動 地 域	香川県内	
	活 動 頻 度	年間を通して	
	過 去 の 事 業 実 績	2011年に法人を設立し、自立援助ホームを開所。2017年にアフターケア事業所を開所。2019年、2つ目の自立援助ホームを開所。2022年にアドボカシー事業所を開所。	
今後の活動方針		「いのちに寄り添い心をつなげる」を理念に掲げ、地域の方々と協働し、子どもたちの支援をより充実させる。	
県民へのPR		社会的養育に関わる子どもたちの支援を切れ目なく行い、地域の方々と協働し、よりよい地域づくりに貢献します。	

(注1) 団体登録された場合、この概要書は、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2) 枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

## 活動状況報告書

(令和6年1月作成)

団体名 特定非営利活動法人 丸亀街づくり研究所

登録要件	登録要件に関する団体の活動状況等
<p>広く県民を対象とするNPO活動を行っていること</p>	<p>○自立援助ホーム            家庭で過ごすことが難しい15歳～20歳の青少年に暮らしの場を提供し、自立支援を行う。</p> <p>○子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）            保護者の病気や仕事などの理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、一定期間、養育・保護を行う</p> <p>○アフターケア事業            香川県内全域を対象に児童福祉施設等の退所者の相談支援、日常生活支援、就労支援、居場所運営などのアフターケアを行う。</p> <p>○アドボカシー事業所            児童福祉施設の入所者の意見形成支援、意見表明支援を行う。</p> <p>生い立ちや生きる力をありのまま受けとめ、生活や学校や就労において子どもたちの自己実現を支援しています。</p>
<p>より公益性の高いNPO活動を行っていること</p>	<p>香川県の児童相談所と連携し、子どもの生い立ちを受け入れ、気持ちや想いをしっかりと聴くことで子どもの自己肯定感を高め、将来の可能性を広げる努力を一緒に取り組み、自立に向けた支援をしています。</p> <p>子育て短期支援事業においては、6市4町と提携し受け入れを行っています。</p> <p>他には、施設を退所した後でもつながりのある大人との関係性があることで社会生活を安心して送ることができるように、児童養護施設や他自立援助ホームに訪問し、退所してからも顔の見える関係で広く相談支援を行っています。</p>
<p>活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること</p>	<p>自立援助ホームでは、昨今の社会的背景により、一時保護やショートステイに力を入れており、乳幼児から18歳までの幅広い年齢の利用があります。一時保護委託でお預かりした子どもさんが家庭に帰った後に、家庭からのショートステイ利用になるケースがあり、保護者のレスパイトは重要と感じています。</p> <p>地域における継続した支援を目指しており、児童福祉の発展に貢献します。</p>

(注1)この報告書は、団体の活動内容が登録要件を満たしているかを審査するための資料として用い、また、団体登録された場合、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

(注3)活動の状況等が分かる資料等があれば添付ください。